

2024年11月18日

個別事業者に対する交付決定の取り消しと返還命令について

事業再構築補助金事業において、事業計画に記載された補助事業が期間内に実施されておらず、実績報告時に証憑類において虚偽の報告が行われたことにより、補助金を不適切に受給していたことが判明しました。

このため、当該事業者に対し、中小企業等事業再構築促進補助金（新市場進出）交付規程第22条第1項第3号及び第8号の規定に基づき、下記のとおり交付決定の全部を取り消すとともに、補助金の返還及び加算金を請求する措置を講じましたので、公表します。

記

| | |
|--------------|--|
| 交付決定を取り消した日 | 2024年10月29日 |
| 事業者名 | 株式会社エージェンシー |
| 事業者所在地 | 福島県郡山市駅前1-9-15 |
| 交付決定を取り消した理由 | 事業計画に記載された補助事業が期間内に実施されておらず、実績報告時に証憑類において虚偽の報告が行われたため。 |

以上